

整理番号 109

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span></p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	--	------------	--

<p>使 途</p>	<p>9月分事務所賃借料の振入手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
------------	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号		
0017			*****	
取扱店	お取引日	時刻		
38041	02-08-26	10:15		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥80,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		
*****				
お取引現金内訳			C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	円	円		

お受取人	[Redacted]	登録番号 0002
ご依頼人	サイトマクツキ カイキ イソ ナカヤツキ ツ様	電話番号 048-541-8110
		取扱番号 300018
		印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

67

整理番号				
		1	5	2

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	□□年 □□月 □□日 20 年 8 月 26 日
支出額	百万 千 □□ 54000 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $60,000 \times 0.9 = 54,000$ )
使 途	8月分 事務所 賃借料
支 出 先	[Redacted] 様

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号     -

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**ご利用明細票**

いつも足利銀行をご利用いただき  
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	種別
02-08-26	0411	17
お取引 種別	お引出し	
お取引金額	カード発行銀行	開店店番
¥60,000	0129	
残高	取引通簿	
	***	0047
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
09:55		

お取引手数料 ¥220

お受取人

ご依頼人  
イツカトシヒコ様  
0495212542

印紙税申告納  
付にびさ宇都宮  
税金等未済

100円	50円	10円	5円	1円

**足利銀行** ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

# 事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主                     （以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と

連帯保証人                     （以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 番 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m <sup>2</sup> (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280m <sup>2</sup>	
物件の所有者	(住 所) <span style="background-color: black; color: black;">                                    </span>	(氏 名)	<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>		
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗(その種類: ) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他( )			
	賃 料	(月額) 60,000円(税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	保 証 金	円 (3.3m <sup>2</sup> 当たり)	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税) 円込	<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税) 円込		
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税) (込)	付属施設料	(月額) 円 (消費税) 円込	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	平成 31 年 4 月 11 日 から 平成 33 年 4 月 10 日迄の 3 年間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払	持 参 先 (住所) (氏名)			
	振 込 先 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 口座No. <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> (フリガナ) <span style="background-color: black; color: black;">                    </span> 口座名義人 <span style="background-color: black; color: black;">                    </span>	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)			
		金60,000円			
翌月分を毎月末日迄前払(翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。					

(3) その他	付 属 施 設					
	貸 与 す 鍵 一 覧	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計 個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成 31 月 4 月 17 日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		〒 367-0062 本庄市小島南2-4-7	
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED] 印		飯塚 俊彦 印	
(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)		〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)	
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号		免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号		所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産		商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純 印		代 表 者	印
電 話	0495-21-1155		電 話	
F A X	0495-22-6304		F A X	
宅地建物取引士 (自署押印)			宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[REDACTED] 印		登 録 番 号	( ) 第 号
氏 名	[REDACTED]		氏 名	印

整理番号    50 -  1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

<p style="text-align: center;">支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> <input type="text"/> <input type="text"/> 年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 日                 </p> <p style="font-size: small;">9月30日, 10月26日, 11月30日, 12月25日, 1月26日, 2月26日, 3月27日</p>
<p style="text-align: center;">支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万                  千</p> <p style="text-align: center;"> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 円                 </p> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">                     政務活動に使用する割合が9/10以上であるため                      (按分した場合の積算方法    425,200 × 0.9    382,680    )                 </p>
<p style="text-align: center;">使 途</p>	<p style="text-align: center;">事務所賃料    ( 令和 2 年 9 月 ~ 令和 3 年 4 月 )</p>
<p style="text-align: center;">支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">株式会社アットホームズ</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名                                  埼玉県議会自由民主党議員団

発行日: 2020年06月07日

No. XXXXXXXXXX

## 建物賃貸借契約更新合意書

賃貸人(以下「甲」という)と賃借人(以下「乙」という)は、2016年8月25日に締結した下記「物件表示」記載の建物賃貸借契約(以下「原契約」という)について、以下条項を承諾の上、建物賃貸借契約を更新することを合意する。

**物件表示**

名称	コーポ三町 (階 102 号室)		
所在地	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町三町25-1		
構造	鉄骨造	階数	5 階建てのうち 1階~1階
間取	事務所	賃借面積	40.67㎡ ( 12.30 坪 )
特約条項	入居期間に拘らず、退去時には室内クリーニング・エアコンクリーニング(1台分)費用(52,000円税別)が必要です。費用は借主負担となります。 退去時に室内での喫煙が認められた場合、居住年数によらず汚損箇所の天井・壁クロスの張替費用は借主の負担とします。 貸主においてはその6ヶ月前までに、借主においてはその2ヶ月前までに、解約を申し入れることができる。		

**特約事項**

第1条 本更新より敷金、賃料、共益費、その他の条件を次の通りとする。

月次支払額		契約時一時金等	
賃料	月額 48,950 円(税込)		
共益費	月額 2,200 円(税込)		
定額水道料	月額 2,000 円		
駐車料	月額 1台無料		

更新料	新賃料の1ヶ月(別途税)
更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月(別途税)

上記の改定は 2020年8月25日 より適用する。

第2条 賃貸借契約期間は 2020年8月25日 から、2022年8月24日 までと改定する。

2020年6月20日

甲(貸主) 住所 埼玉県本庄市東台5-1-7  
 氏名 圏央アセットマネジメント株式会社  
 (貸主代理) 株式会社アットホームズ

賃借人(乙)	住所	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町三町25-1	
	氏名	齋藤 邦明	

保証会社	全保連株式会社
------	---------

媒介人 住所 埼玉県本庄市けや木1-2-1  
 商号 株式会社アットホームズ  
 代表取締役 大野 寛  
 免許番号 埼玉県知事(6)第16997号  
 取引上 XXXXXXXXXX  
 登録番号 XXXXXXXXXX

整理番号 79

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">27</span> 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和2年9月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p><math>68,000 \times 0.9 = 61,200</math></p>
----	-----------------------------------	---

領収書等貼付欄	<p style="font-size: large;">逢澤 正一郎</p>	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	---	---------------



20--8-27チカリヨウトウ      ✓68,000



＜ご説明＞  
 ●他店券〇〇日：〇〇日で表示されている日の午後以降にお支払可能となる予定です。  
 (ただし、お支払可能時刻は手形・小切手類によって異なります。詳細は、窓口にお問い合わせください。)

支出先 . 20.8.27. 70) タイロハワジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



# 住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
		名称	加藤コーポラス			
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション			
	本件住宅	部屋番号	1階 0101号室			
		間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ ( 15.92坪)	
契約期間	令和元年 06月 01日 から 令和 03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間					
月払金	家賃	59,000 円	支払方法	オリコフォレント		
	共益費	3,500 円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		
		円	金融機関	[REDACTED]		
		円	支店名			
		円	種別・口座番号			
	月額合計	62,500 円	口座名義人			
預託金	敷金	59,000 円 (家賃の 1.00ヶ月分)				
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)				
	解約引金	円	償却金	円		
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)				
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)				
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。					
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. 附オリコフォレントインシュア初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎)</p>					
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	[REDACTED]				
	氏名	[REDACTED]				
賃借人(乙)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	子 村 伸 行 助				
	氏名	澤 澤 圭 一 郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	[REDACTED]	携帯電話番号	[REDACTED]		
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]		
			電話番号	048-824-2111		



2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジング

川口営業所 営業所長



## 消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。

つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。

敬具

### 記

#### ◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

＜お支払例＞ ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額      （参考）月額駐車料 5,400円      （駐車料 5,000円      消費税 400円）

↓

新たなお支払額      （参考）月額駐車料 5,500円      （駐車料 5,000円      消費税 500円）

#### ◆ お支払方法について

##### ＜①お振込の場合＞

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

##### ＜②自動送金をご利用のご契約者様の場合＞

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

##### ＜③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

##### ＜④保証会社の引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号			9A
------	--	--	----

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<b>経費区分</b> (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	年 月 日	支出額	百万 千 円 7029
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	馬車場代(9月分)
-----	-----------

### 領収書等貼付欄

明細別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(校番)を付すこと。)

7.810 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効心 マサ

### 入出金明細

照会範囲：2020年08月28日～2020年08月28日 照会件数：2件

2020年09月25日 13時54分16秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■			■■■■■	■■■■■
2020年08月 28日	7,810円		R K S (ダイ ワフドウサ	■■■■■

全件数：2件

整理番号 137

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">54</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">55</td> </tr> </table>	百万	千	円		54	55
百万	千	円							
	54	55							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">浄化槽注薬管理料</p> <p style="font-size: 1.2em;">19910 × 1/2 = 5455</p>		
-----	---	--	--

**領収書等貼付欄**

小島信昭

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする



02-08-28	送金	*10,470	ATM アスミカシヨ
02-08-28	手数料	*440	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し、お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について  
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高  
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
57102	02-08-28	13:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,470	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内取 (1万円) (5千円) (1千円)		

お振込明細またはご案内	
お受取人	埼玉縣信用金庫 岩槻支店
普通	0713724
登録番号	アスミカシヨセイヒ(か様) 0005
ご依頼人	コジマ ノブ アキ様
電話番号	048-758-1624
取扱番号	400059

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」な  
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号 9

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">31</span> 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">百万</td> <td style="width: 20%;">千</td> <td style="width: 20%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	0	40	000
百万	千	円							
0	40	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p> <p style="font-size: large; text-align: center;">家賃 (90分)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;">50000 × 8/10 = 40000</p>
-----	---

<b>領収書等貼付欄</b>	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

領収書

No. 477

---

領収日 2020年08月31日

関根信明 様

### 金額 50,000 円

20年9月政務事務所区画使用料光熱費込

上記、正に領収いたしました。



内訳	
税抜金額:	50,000円
消費税額等:	0円

〒331-0823  
 埼玉県 さいたま市北区日進町2-544-1  
 埼玉NPOハウス  
 日本ダイレクトメディア株式会社



# 請求書

関根信明 様

日付 : 2020年08月31日

請求書番号 : 477

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレクトメディア株式会社  
 〒331-0823  
 埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1  
 埼玉NPOハウス  
 電話: 048-856-9633

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年9月分 政務調査事務所 区画使用料 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号 99

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円	0	0	000
百万	千	円							
0	0	000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.5em;">マキエリ代</p>
-----	--

**領収書等貼付欄**

別紙別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$20000 \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ハシ マサ

### 入出金明細

照会範囲：2020年08月31日～2020年08月31日 照会件数：1件

2020年09月25日 13時54分29秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年08月 31日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：1件



整理番号 **0038**

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<b>経費区分</b>  (該当する経費の番号を○で囲む)	<b>【調査研究・政策立案活動費】</b> 1:調査研究費    2:グループ活動費
	<b>【広聴・広報活動費】</b> 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	<b>【経常的経費】</b> 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<b>02</b> 年 <b>08</b> 月 <b>31</b> 日	支出額	百万    千    円 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> </tr> </table>		5	4	3	9	6
	5	4	3	9	6				

※政務活動費を充当した金額を記載

**使 途**    **事務所家賃 8月分**    政務活動に使用する割合が9/10以上であるため  
 $60440 \times 0.9 = 54396$

**領収書等貼付欄**

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、  
 お持ち帰りください。

**埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時 刻
48205	02-08-31	17:37
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥60,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		印紙税
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

サイタマケンツツキン  
 受取  
 カワ  
 普通 6203661  
 人)ハツモツクムツヨ様  
 登録番号 0006  
 コクホ ケンイチ セイムカット クツムツヨ様

電話番号   
 取扱番号 **600008**  
 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

③ 事務所家賃  
 ⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

いこと。  
 りない場合は、別紙を使用すること。  
 を付すこと。

だし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、  
 がない場合は、余白に補記すること。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			5	9
------	--	--	---	---

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">3</td> <td style="width: 20px;">/</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>		2	年		8	月		3	/		1	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">1</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万          千          円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>				8	1	0	0
	2	年		8	月		3	/		1	日											
			8	1	0	0																

使 途	<p>駐車場代</p> <p style="margin-left: 20px;"> <math>¥500 \times 2 \text{台分} \times 5 \text{日} = 5,000</math>  <math>¥500 \times 1 \text{台分} \times 8 \text{日} = 4,000</math>  <math>9,000 \times 0.9 = 8,100</math> </p>
-----	---

**領収書等貼付欄** 埼玉県議会自由民主党議員団

補記: 事務所周辺の自極駐車場が現時点で満車の為、乗客用に開所日には日貸駐車場を押さえています。(乗客者が複数の場合のみ 2台分借っています。)

別紙明細

\_\_\_\_\_ (振込手数料)

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

59 - 1



令和 2 年 8 月 31 日

# 領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金9,000円也

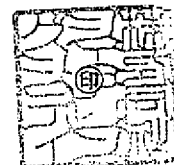
上記、正に領収致しました。

令和2年8月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44  
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ  
代表取締役 池田和臣



整理番号 100

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">10</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">90</td> </tr> </table>	百万	千	円		10	90
百万	千	円							
	10	90							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.5em;">清 掃 代</p>
-----	--

領収書等貼付欄

領収書別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

12,100 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号 100 - 2

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

お客様名 高橋 政雄 様  
048-873-4369

納品・請求書  
兼 領収書

さいたま市緑区大字中屋  
270  
発行日 2020年 9月 1日 次回訪問日 年 月 日 取引現金 (8003838)

株式会社スター  
タスキン江戸支店  
〒334-0074 川口市江戸3-9-9  
TEL 048-288-1150 FAX 048-281-3889  
No. 100239815400

タスキンフランチャイズチェーン加盟店

印紙 貼付  
5月期  
DUSKIN

商品・サービス内容				契約数	前回残	単価	納品		納品・回収		訂正	備考
家事おてつだいサービス一式				1			納品	回収	金額	金額	戻金	
							1		12100			
前回未収残	取扱金額	消燬税	合計金額	領収額	訂正後	訂正後						
	11,000	1,100	12,100	12,100								

確認サイン

担当者名

整理番号 64-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span></p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	---	------------	--

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(9月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p style="text-align: right;"><math>133100 \times \frac{8}{10} = 106480</math></p>
------------	--

領 収 証 No. \_\_\_\_\_

銭井明渠政事務所様      令和2年9月1日

★ ￥133,100-

但 森田ビル201賃貸料(令和2年9月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 建物賃貸借契約書(事業用)

## 頭書

### (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m <sup>2</sup>	

### (2) 使用目的

県政事務所
-------

### (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3年0月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

### (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)	
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)	
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	
礼金	〇 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主 持参先	

### (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

64-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。  
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。  
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)各押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号  
 事務所所在地 埼玉県草加市柴町3丁目4-6  
 商号 株式会社 ベストハウジング  
 代表者等 八巻 康雄  
 登録番号 [Redacted]  
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様  媒介 ・  代理  
 免許証番号 第 号  
 事務所所在地  
 商号  
 代表者等 ⑧  
 登録番号 第 号  
 宅地建物取引士 ⑧

整理番号

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p><input type="text" value=""/><input type="text" value="2"/>年 <input type="text" value=""/><input type="text" value="9"/>月 <input type="text" value=""/><input type="text" value="1"/>日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: right;">百万    千    円</p> <p style="text-align: center;"><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--	---

<p>使 途</p>	<p>政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため</p> <p>事務所看板使用料(9月分) <math>5500 \times \frac{8}{10} = 4400</math></p>
------------	--

領 収 証 No. \_\_\_\_\_

浅井明県政事務所様 令和2年9月1日

★ ￥5,500-

但 森田ビル201 看板料 (令和2年9月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号 147

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p><b>【経常的経費】</b></p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6820</td> </tr> </table>	百万	千	円			6820
百万	千	円							
		6820							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 新化機清掃代(本庁事務所)

$13,640 \times \frac{1}{2} = 6,820$

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
57102	02-09-07	08:59
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥13,200	¥440
お取引後の残高(円)		おつり
*****		
お取引現金内訳		
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

お振込明細またはご案内

埼玉縣信用金庫  
岩槻支店  
普通 0675750  
アスミカキョクセイビ(カ様)  
登録番号 0006  
ITマノブアキ様

お受取人

お依頼人

電話番号 048-758-1624  
取扱番号 300007

印紙税申告納  
税務署承認済

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

三 小島信昭

年-月-日	摘 要	お支払金額	お預り金額
02-09-07	送金	*13,200	ATM アスミカキョ
02-09-07	手数料	*440	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。))

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。





整理番号 54

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百万</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">千</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">346</td> </tr> </table>	百万	千	円			346
百万	千	円							
		346							

使 途	<p style="text-align: center;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

領収書

No.2029407  
 2020年09月09日 12:54  
 新井一徳県政調査事務所 様

お問合せ番号:             
 住所: 北本町中央1-81  
 TEL:048-594-1600  
 契約日付: 20110826  
 配達日付: 20200909  
 順番: 015-00  
 設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。  
 下記の通り受領致しました。  
 アクセスマット取ACHS  
 1 @350    ¥350

小計: ¥350  
 消費税: ¥35  
**合計: ¥385**

備考:

株式会社クリン・モア  
 お問い合わせ先: 本社サポートセンター  
 〒123-0864  
 東京都足立区籠原2丁目27番地9号

TEL: 03-3857-2233  
 FAX: 03-3857-1233  
 発行日: 0  
 集金日: 0  
 ルート: C3105  
 次回ルート: C3105  
 営業担当:             
 配達担当:             
 URL: <http://www.clean-more.ne.jp>



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 56

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right; font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">18000</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		18000	
百万	千	円							
	18000								
使途	来客用等駐車場賃借料10月分	$20,000 \times 0.9 = 18,000.0$	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため						

領収書等貼付欄

①令和2年9月14日

### 領 収 証

あらい-徳事務所様    2年9月 日

★	4	20,000	-	-	-	-	-	-	-
---	---	--------	---	---	---	---	---	---	---

但 駐車場代10月分  
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)
内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

〒304-0031 埼玉県北本市中央2丁目103  
**横山果樹園 横山 功**  
TEL 048-591-3947

登録番号 \_\_\_\_\_ GR1019

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号       57

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8000</td> </tr> </table>	百万	千	円					1	8000
百万	千	円										
	1	8000										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>20,000 × 0.9 = 18,000.0</p> <p>来客用等駐車場賃借料11月分</p>	<p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--	--------------------------------

領収書等貼付欄

①令和2年9月14日

## 領 収 証

あらい-徳事務所 様
2 年 9 月 日

★	¥	20,000.00
---	---	-----------

但 駐車場代11月分  
上記正に領収いたしました

内 訳
税抜金額
消費税額等(%)
内 訳
税抜金額
消費税額等(%)

〒304-0031 埼玉県北本市中央2丁目103  
**横山果樹園 横山 功**  
 TEL 048-591-3947

登録番号    GR1019

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 58

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">8000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	8000
百万	千	円							
	1	8000							
使 途	<p style="text-align: center;">20,000 × 0.9 = 18,000.0</p> <p>来客用等駐車場賃借料12月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								

**領収書等貼付欄**      ①令和2年9月14日

領 収 証

あらいー徳事務所様      2年 9月 日

★	<span style="font-size: 2em;">920000</span>
---	---

但 駐車場代12月分  
上記正に領収いたしました。

内 訳 \_\_\_\_\_

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

内 訳 \_\_\_\_\_

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

〒364-0031 埼玉県北本市中央2丁目103  
**横山果樹園 横山 功**  
TEL 048-591-3947

登録番号 \_\_\_\_\_ GR1019

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> 日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value=""/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value=""/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="9"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="0"/></td> </tr> </table>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="9"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="0"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="9"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="0"/>							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p><b>フロアマット等</b></p> <p style="text-align: right;">1,100 × 0.9 = 990</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

③ フロアマット、モップ

お客さま名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼 領収書

ダスキン愛の着フランキーズチェーン店

**ダスキン 川口**

株式会社ダスキン川口

〒332-0006 川口市末広2丁目5-25

TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年 9月 15日    次回訪問日 10月 13日    B火

商 品 名	契約数	前回数	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 数
				数 量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	495	1	495					
BSH ペーシックマット	RRRRR	1	605	1	605					

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領 収 額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002115021

受領サイン

担当者名



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号    /    /    8

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> 2 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> 9 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">  </span> 17 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">543</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">96</td> </tr> </table>	百万	千	円		543	96
百万	千	円							
	543	96							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(10月分)</p> <p>&lt;送金料含む&gt;</p>	<p><math>60,440 \times 0.9 = 54,396</math></p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	---	---

**領収書等貼付欄**       $60,000 + 440(\text{送金料}) = 60,440$

**ご利用明細票**


お取扱日	店 番	お取引内容
02-09-17	03529	通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N053	*60,000	
	残 高	
<p>送金料金      *440円</p> <p>振込予定日 02-09-17</p> <p>タケウチ マサフミ</p>		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「たし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、2019年4月1日から2021年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

2019年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙)   
 

整理番号 65

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">18</span> 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">173</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px;">2</td> </tr> </table>	百万	千	円		173	2
百万	千	円							
	173	2							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>ダスキンモップレンタル代</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>1,925 \times 0.9 = 1,732.5</math></p>		
----	--	--	--

<p><b>領収書等貼付欄</b></p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
-----------------------	----------------------

送付先 〒 <span style="background-color: black; color: black;">          </span> 藤井 様	伝票 NO.0009271023 TEL: <span style="background-color: black; color: black;">          </span>	納品・請求書 兼 領収書 〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町1丁目13番地 TEL 048-641-8082 FAX 048-647-3121	納品日 2年9月18日 取引 (現金)
---	---	--	------------------------

品名	数量	単価	金額	税別金額	税額	合計	担当
BSC3R オワジベ-シック3レット	/ 1925	1	1,925	1,925	0	1,925	
BLALA-R *スタイルフロアラレット	/ 0	1	0	0	0	0	
BSSS-R *スタイルハンディッシュレット	/ 0	1	0	0	0	0	
BSC3CL ベ-シック3ヨウスタイルクリーナー	/ 0	1	0	0	0	0	

売上合計 10%対象    1,925    内消費税 ( 175 )

DUSKIN

1,925    1,925

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号 156

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 (ちょうふ)

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p><b>【経常的経費】</b></p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</span> 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20%; text-align: center;">715</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

使 途 ダスキンレンタル代(本宿事務所) 1/2  
1430 x 1/2 = 715

**領収書等貼付欄**

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名 XXXXXXXXXX 2710 4875 7466 4537  
 小島 信昭 様  
 ポイントカード

納品・請求書  
 兼 領 収 書

株式会社ダスキンサービス 北関東  
 ダスキン宮原支店  
 〒331-0812 さいたま市北区宮原町1丁目675-2  
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0390

発行日 2020年 9月 21日 次回訪問日 2020年 10月 19日 (現金) No.100288933900

商品・サービス内容	契約数	前回残	単 価	納 品			納 品 回 収 訂 正			備
				納品	回収	金 額	納品	回収	金 額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	660	1	1	660				
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	770	1	1	770				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	税 抜 金 額	消 費 税	合 計 金 額	領 収 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担 当 者 名

**DUSKIN** DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

④発行番、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、赤字に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

95

整理番号	180
------	-----

ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="20"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="22"/> 日	支出額	百万    千    円 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
-------	--	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所内配線修理
-----	----------

領収書等貼付欄

$4,000 \times 0.9 = 3,600-$



**領 収 書** No. \_\_\_\_\_

飯塚 俊彦 様    2020年 9月 22日

¥		百万		千	百	十	円
				3	6	0	0

収 入 印 紙
------------

但し屋内配線修理代として  
上記の通り領収致しました

現金  
小切手  
約 手

埼玉県本庄市若泉1-9-6

**荒川電磁機修作所**

電話 (0495) **22-2358**



※領  
④発  
※披

な記載)

整理番号 158

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p><b>【調査研究・政策立案活動費】</b></p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p><b>【広聴・広報活動費】</b></p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p><b>【経常的経費】</b></p> <p>6: 人件費    7: <u>事務所費</u>    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span> 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">643</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">52</td> </tr> </table>	百万	千	円		643	52
百万	千	円							
	643	52							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>事務所家賃(本所事務所)</p> <p style="text-align: right;"><math>80,440 \times 0.8 = 64,352</math></p>
-----	---

**領収書等貼付欄**

小島 信昭

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

18	14	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
02-09-25		送金		*80,000		ATM		[REDACTED]		[REDACTED]	
02-09-25		手数料		*440		[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。  
○本遊帳の下記項目における金額・残高の単位について  
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高  
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。  
・その他の預金の場合は、円単位となります。

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	席番号	
0017	[REDACTED]	[REDACTED]	*****
取扱店	お取引日	時刻	
57109	02-09-25	10:27	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証	

お振込明細またはご案内

お受取人 [REDACTED]

登録番号 0001

コッマ ノブ アキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300086

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に)※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	高橋ビル1階貸事務所			1 階 号室
		区画番号( )			
	所 在 地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12			
		(登記簿)			
構 造	木造・ <u>(鉄骨造)</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ ( 3 )階建/全( )戸				
種 類	事務所	新築年月	平成 11 年 4 月		
面 積	29.75 m <sup>2</sup>				
附 属 施 設					

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所
-------------------------

### 頭書(3) 契約期間

令和 1 年 5 月 1 日 から令和 3 年 4 月 30 日まで ( 2 年間)	
目的物件の引渡し時期	2019 年 5 月 1 日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000 円 (内消費税等 円)			家 財 保険料	1年間加入済み 2020年1月更新 円
敷 金	継続 80,000 円 (賃料 1 ヶ月)				
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	貸主指定の口座へ振込支払いする。			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 31年4月10日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名	TEL 048-758-1624
	住所	〒339-0074 さいたま市岩槻区本宿298-5
運送保証人	氏名	TEL 048-790-1100
	住所	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町6-5-12

宅地建物取引業者	A	B
主たる事務所所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	主たる事務所所在地・TEL
商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会	商号又は名称
代表者の氏名	関根 正之	代表者の氏名
免許証番号	埼玉県知事(13)第5313号	免許証番号
免許年月日	平成29年8月23日	免許年月日
氏名		氏名
登録番号		登録番号
業務に従事する事務所所在地	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する事務所所在地
事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL

※印は実印  
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

頭書(5) 借主宛通達書

(氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名	
住所	

管理業者	商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会
所在地	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 ( ) 住所 ( )

※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載  
※(有)宝来屋不動産管理士：登録番号 ( )  
※賃貸不動産管理業協会管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と譲物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) Zの償還の担保

担保の方法	通達保証人	氏名	小島 信昭
(本契約で採用するものにチェックし、その名義に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 <input type="checkbox"/> 証会社の提供 <input type="checkbox"/> する保証	住所	
	家賃債務保証会社名	主たる事務所所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

整理番号 64

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:火件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
--------------------------	--

支出年月日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">02</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">09</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25</span> 日	支出額 百万 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> 千 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 百 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 十 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 角 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> 分	※政務活動費を充当した金額を記載 使 途 事務所費 $155,100 \times 0.8 = 124,080$ 事務所駐車場 $5,000 \times 0.8 = 4,000$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため
---	---	---

付 欄 飯能信用金庫 XXXXXXXXXX  
 游沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

普通預金 3

月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差 引 残 高
02-9-25	送金	20,000	17,000	3,000
02-9-25	送金	155,100	138,000	17,100

駐車場  $5,000 \times 4台 = 20,000$   
 内1台分 5,000

※領収書等には、  
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、赤字に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円 (5,000円×4ヶ月)
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	2019年7月1日から2021年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	口座	口座名	■	口座番号	■
メーカ/名称	色	登録番号	■	型式	■

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこととする。  
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車料金等の支払いについて新税率で計算する

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責を負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこととする。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

2019年5月13日

貸主(甲) 住所 氏名 ■■■■■

仲介者 所在地 埼玉県飯能市仲町2-1-2  
会平沼株式会社  
(甲)代理人 商号 電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023  
飯能市岩沢129-2  
氏名 内沼博史

電話番号 自宅 042(972)6432  
お勤め先 ( ) (社名)

- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

事務所賃貸借契約書

債権譲渡契約書

債務第三者的譲渡、債権譲渡は、債権金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならぬ。

第6条 (賃借権の譲渡・転貸)

第三者に本件賃借権を譲渡し、または転貸しすることを禁ずる。本件賃借権の譲渡、転貸は、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条 (契約の解除)

賃借人が、本条の各号の事由に該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

甲は、前項の事由に該当した場合、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

債権譲渡契約書 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

借主 株式会社 借主 株式会社 (甲)と、借主 (内)との間に建物

の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

事務所賃貸借契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書

債権譲渡契約書





整理番号 92

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							
使 途	<p>事務所 駐車場 賃借料</p> <p>令和 2年 10月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;"><math>68.000 \times 0.9 = 61.200</math></p>								
領収書等貼付欄	<p style="text-align: center;"><span style="font-size: large;">滝澤 孝一郎</span></p> <p style="text-align: right;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>								

普通預金 ORDINARY ACCOUNT **5**

お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	68,000	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>		<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>

支出 20.9.28 カ) ファイバジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

# 住宅賃貸借契約書

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める住宅賃貸借契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

物件の表示	本件建物	所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
		名称	加藤コーポラス			
		構造	鉄筋コンクリート	造	陸屋根	地上 4階 地下 0階建
		種類	マンション			
	本件住宅	部屋番号	1階 0101号室			
		間取り	3DK	専有面積	52.66㎡ ( 15.92坪)	
契約期間	令和元年 06月 01日 から 令和03年 05月 31日 までの 2年 ヶ月間					
月払金	家賃	59,000円	支払方法	オリコフォレント		
	共益費	3,500円	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う		
		円	金融機関	[REDACTED]		
		円	支店名			
		円	種別・口座番号			
	月額合計	62,500円	口座名義人			
預託金	敷金	59,000円 (家賃の 1.00ヶ月分)				
	保証金	円 (家賃の ヶ月分)				
	解約引金	円	償却金	円		
一時金	礼金	円 (家賃の ヶ月分)				
	更新料	円 (更新後の家賃の 1.00ヶ月分)				
遅延損害金	年率 14.6%の割合により計算します。					
特約事項 (第29条)	<p>1. 乙は、第21条1項に定める原状回復義務とは別に、甲が、退去時の原状回復工事に際して、本件住宅の汚損の有無及び程度を問わず、指定の専門業者に依頼して行う畳表・襖紙の張り替え及びホームクリーニングの費用の全額を、負担することを承諾しました。</p> <p>2. 甲は乙に対し、2019年6月1日から2019年6月30日までの家賃支払義務を免除します。但し、乙が契約始期より1年未満で解約した場合は家賃1ヵ月分を甲に支払うものとします。</p> <p>3. 乙の使用車の駐車位置は本件建物敷地内12・13番とし駐車料金月額1台分(12番)は無料とします。</p> <p>4. (借オリコフォレントインシヤ初回保証委託料33,950円(契約時)、継続保証委託料10,000円(1年毎))</p>					
賃貸人 (甲)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
賃借人 (乙)	フリガナ	[REDACTED]				
	氏名	[REDACTED]				
賃借人 (乙)	〒	[REDACTED]				
	住所	[REDACTED]				
	フリガナ	三 井 物 産 有 限 公 司				
	氏名	澤 澤 圭 一 郎				
	生年月日	昭和50年 9月 16日				
	自宅電話番号	[REDACTED]		携帯電話番号	[REDACTED]	
勤務先	埼玉県議会		所属部署	[REDACTED]		
			電話番号	048-824-2111		

# 自動車駐車場一時使用契約書

貸貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、以下に定める自動車駐車場一時使用契約（以下「本件契約」という）を締結し、本件契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、署名・捺印の上、甲乙各1通を保有します。

契約締結日 2019年 5月 23日

駐車場所在地	埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5			
名称	加藤コーポラス			
契約期間	令和元年 06月 01日 から 令和03年 05月 31日 までの	駐車区画	■	
解約通知	解約期日の1ヶ月前(第12条及び第13条)			
月払金	駐車料	5,000円(消費税別途)		
	支払期日	翌月分を当月27日までに支払う	支払方法 オリコフォント	
	金融機関	■	支店名 ■	
	種別・口座番号	■	口座名義人 ■	
預託金	敷金	5,000円(駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分)		
一時金	礼金	円(駐車料の税抜金額の ヶ月分、消費税別途)		
	更新料	円(新駐車料の税抜金額の 1.00ヶ月分、消費税別途)		
特約事項 (第18条)	本件駐車場が、甲の賃貸住宅に併設されているもので、乙がその住宅を並行して賃借している場合に、当該住宅の賃貸借契約が、終了したときは当然に本件契約も終了することを甲・乙は確認しました。			
乙の確認義務	機械式駐車場の場合、乙に確認義務があります(第6条1項)。			
貸貸人 (甲)	住所	(〒■■■■-■■■■) ■■■■		
	フリガナ	■■■■		
	氏名	■■■■		
賃借人 (乙)	住所	(〒■■■■-■■■■) ■■■■		
	フリガナ	アイザワ ケイテイ		
	氏名	澤渡 圭一郎		
	生年月日	昭和50年 9月 16日		
	自宅電話番号	■■■■■■■■■■	携帯電話番号	■■■■■■■■■■
	勤務先	埼玉県議会	所属部署	■
緊急連絡先 (又は、法人契約 の場合は使用者)	住所	■■■■■■■■■■		
	氏名	■■■■■■■■■■		
	自宅電話番号	■■■■■■■■■■	携帯電話番号	■■■■■■■■■■
	勤務先名称	■■■■■■■■■■		
車種等	車種	軽自動車・小型自動車・普通自動車		
	メーカー名	スズキ	登録番号	■■■■■■■■■■
	車名	エウリイ	色	白
並行契約住宅	名称	加藤コーポラス	居室番号	0101
管理会社	株式会社タイセイ・ハウジー 川口営業所 埼玉県川口市栄町3-8-1 048-498-6161		仲介人	埼玉県三郷市早稲田1丁目3番地10 有限会社ケイテイ 代表取締役 加藤英泉

2019年9月吉日

ご契約者各位

株式会社タイセイ・ハウジング  
川口営業所 営業所長



## 消費税率引き上げに伴う賃貸条件変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素よりご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、この度の消費税法改正に基づき、来る2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

税率引き上げに伴い、ご契約いただいております賃貸物件の内、駐車場（自動車・バイク・自転車）の使用料金につきましては、2019年10月分から改定消費税率に基づく賃貸条件となります。

つきましては、下記をご参照いただき新たな賃料にてお支払いをいただく旨、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、住宅家賃（事業用店舗・事務所を除く）、共益費は非課税でございますので、変更はございません。

敬具

### 記

#### ◆ お支払額変更について

2019年10月分より、駐車料金（税抜）に消費税10%を加算した金額が新賃料です。尚、住宅と併用してご契約中の場合、駐車場新賃料を合算した合計額がお支払額となります。

＜お支払例＞ ※ご契約中の料金により異なります

現在のお支払額      （参考）月額駐車料 5,400 円      （駐車料 5,000 円    消費税 400 円）

↓

新たなお支払額      （参考）月額駐車料 5,500 円      （駐車料 5,000 円    消費税 500 円）

#### ◆ お支払方法について

＜①お振込の場合＞

2019年10月分から、新たな賃料を契約上の支払期日までにお振込ください。

＜②自動送金をご利用のご契約者様の場合＞

2019年10月分から、自動送金を依頼されている金融機関にて、新たな賃料への変更手続きをお願いいたします。

＜③弊社指定の自動引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

＜④保証会社の引き落としをご利用の場合＞

2019年10月分の引き落としから、新たな賃料にて引き落とさせていただきます。

整理番号				
------	--	--	--	--

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">年</td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">9</td> <td style="width: 20px;">月</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">8</td> <td style="width: 20px;">日</td> </tr> </table>		2	年		9	月	2	8	日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;">7</td> <td style="width: 20px;">0</td> <td style="width: 20px;">2</td> <td style="width: 20px;">9</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>				7	0	2	9
	2	年		9	月	2	8	日											
			7	0	2	9													

使 途	<p>馬車場代(10月分)</p>
-----	-------------------

**領収書等貼付欄**

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$7,410 \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効心 マサ

### 入出金明細

照会範囲：2020年09月28日～2020年09月28日 照会件数：5件

2020年10月13日 09時18分41秒時点の情報です。

全件数：5件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■			■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年09月 28日	7,810円		RKS (ダイ ワフドウサ	■■■■■
■■■■■			■■■■■	■■■■■

全件数：5件



整理番号          6

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table>			5	3	1	5	2	百万						円
		5	3	1	5	2											
百万						円											
※政務活動費を充当した金額を記載																	
使 途	<p>事務所賃貸料金(10月分)代金</p> <p style="text-align: right;">66,440 × 0.80 = 53,152.0</p>																

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

- ③ 事務所賃貸料金(令和2年10月分)として  
66,000 × 0.8 = 52,800  
政務活動に使用する割合が8/10のため
- ⑤ 高橋稔裕

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	<span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>	
取扱店	お取引日	時刻	
56702	02-09-28	09:09	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		生体認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

440 [振込手数料]

引紙を使用すること。

お振込明細またはご案内

お受取人  
埼玉縣信用金庫  
加須支店  
普通 0661651  
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様  
登録番号 0002  
タカハツ トツヒロ様

※領収書等には、①年  
④発行者、⑤宛名が記  
※按分した場合は、積

印紙税申告納  
付につき浦和  
税務署承認済

何に支出されたか分かるような記載)、  
明記すること。)

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

# 賃貸借契約書

令和 2 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	加須市礼羽 454-2	●	
	氏名	高橋 穂裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和2年 5月 1日 至 令和3年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	[Redacted]			
	口座番号	[Redacted]		
(ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)				

整理番号 159

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span> 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">400</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	400
百万	千	円							
	4	400							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>駐車場代 (本町事務所)</p> <p style="text-align: right; font-size: large;"><math>5,500 \times 0.8 = 4,400</math></p>
-----	---

**領収書等貼付欄**

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

領 収 証 No. \_\_\_\_\_

小島信昭様

2年9月28日

★5,500円

但 10月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 \_\_\_\_\_

消費税額等(%) \_\_\_\_\_

コフヨ ウケ-1036

な記載).

※枚数に場合は、横書きと縦書きにそれぞれ記載してください。

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)  
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(X-カー・車種) 三菱 eKコン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借借約書

賃借人 [ ] と、賃借人小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8  
区画 賃借人小島信昭が [ ]

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：スズキ 車種：エブリックワゴン ナンバー： [ ]  
指針を車内には、賃借人や指定した乗員のみに限る。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月 / 日から平成32年3月 / 日までとする。  
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同乗者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車の本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け返すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2か月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月 / 日

賃借人：住所 [ ]

氏名 [ ]

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛301

氏名 小島信昭

整理番号 03

ちょうふ

# 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span>月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">28</span>日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万    千    円</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span></p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	--	------------	---

使 途

政務活動に使用する割合が1/10以上であるため

政務活動事務所 賃料 (10月分)

55,000 × 0.9 = 49,500

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
56701	02-09-28	13:34	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

チハ タツヤ様

お依頼人

電話番号 XXXXXXXXXX

取扱番号 280001

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消してあります。 →

氏明細

55,000

0 [振込手数料]

55,000

合は、別紙を使用すること。  
こと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日  
消費税増税に伴い

加須市 6号加筆

## 建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7  
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金 55,000 円也(税込)

振込先 [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

### 第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

### 第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

### 第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

### 第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

## 第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

## 第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第 3 者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第 3 者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第 3 者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第 3 者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名・代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

## 第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

## 第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

## 第 10 条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。



2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

#### 第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を公表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

#### 第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由各目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

#### 第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

#### 第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

#### 第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

#### 第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入り、これを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番31号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄一

整理番号 105

ちょうふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">40</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		40	000
百万	千	円							
	40	000							
使 途	<p>事務所費 10月分</p> <p>政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p> <p><math>50000 \times \frac{8}{10} = 40000</math></p>								
領収書等貼付欄		埼玉県議会自由民主党議員団 No. 482 領収日 2020年09月29日							

領収書

関根信明 様

### 金額 50,000 円

20年10月政務事務所区画使用料光熱費込

上記、正に領収いたしました。



内訳

税抜金額: 50,000円

消費税額等: 0円

〒331-0828 埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1  
 埼玉NPOハウス  
 日本ダイレクトメディア株式会社


# 請求書

関根信明 様

日付 : 2020年09月29日

請求書番号 : 482

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク  株式会社  
〒331-0823  
埼玉県さいたま市南区日進町2-544-1  
埼玉NPOハウス  
電話: 048-856-9633

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2020年10月分 政務調査事務所 区画使用料 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号			80
------	--	--	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	2年 9月 29日	支出額	百万 千 円 81 180
-------	-----------	-----	------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所賃貸料 10月分 $90,200 \times 0.9 = 81,180$
-----	---

**領収書等貼付欄**

埼玉県議会自由民主党議員団

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、  
お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
38806	02-09-29	14:03	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥90,200	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		認 証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	

※領収書(別)

お振込明細またはご案内

お受取人	第一勧業信用組合 千田町支店 普通 6869279 カ)ヒラノツヨクツ様
ご依頼人	マツイヒロク セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号		印紙税申告納
取扱番号	400062	税につき浦和
		税務署承認済

\_\_\_ [振込手数料]  
=  
--- 使用すること。

※領収書等には、①年月日、  
④発行者、⑤宛名が記載さ  
※按分した場合は、積算方法

日されたか分かるような記載、  
こと。)

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事  
 取引会社：株式会社MARUWA  
 不動産事業部 [REDACTED]  
 TEL：03-5638-1677

## 消費税税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率が変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

### 物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	－円	－円
水道代	700円	700円
消費税	－円	－円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

## 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社平野商事 (以下「甲」という。)と借主 松井 弘 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号) 26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺/(3)階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	平成6年5月
契約面積	29.65㎡ (8.97坪)			
附 属 施 設	無			

### 頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所として
--------

### 頭書(3) 契約期間

2019年(令和元年)7月20日 から 2022年(令和4年)7月19日まで(3年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年(令和元年)7月20日

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内8%消費税等 0円)	火 災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヵ月)	礼 金	81,000円 (内8%消費税等 6,000円)	附 属 施設料	
電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	正面入口			
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込				
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			



## 頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

## 頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商事
	住所 東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室

管理業者	商号又は名称 貸主にて自主管理 株式会社平野商事
所在地	東京都江東区豊洲4丁目10番18号 プライヴブルー東京905号室 TEL 090 (4590) 2797
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号 ) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

## 頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供	家賃債務保証会社名	
	する保証	主たる事務所 の所在地	

## 頭書(8) 更新に関する事項

乙は更新時、更新料として新賃料の1ヶ月分、更新事務手数料として新賃料の0.5ヶ月分及び消費税額を支払うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年7月19日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野 商事	TEL
	代表取締役	張 一 平	
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8 TEL・FAX 03-6204-2907	
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	
連帯保証人	氏名	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所	[REDACTED]	

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677
	商号又は名称	株式会社MARUWA
	代表者の氏名	田中 茂穂
	免許証番号	東京都知事(2)第93986号
	免許年月日	平成29年3月16日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[REDACTED]
	登 録 番 号	[REDACTED]
	業務に従事する 事務所名	株式会社MARUWA
	事務所所在地 TEL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-5638-1677

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号   -1

## 政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> 日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/></td> </tr> </table> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$ )	百万	千	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
百万	千				
<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>				
使 途	10月分事務所賃借料				
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;"></div>				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



# 事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。)は、この契約書により  
 頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 NO3号室 添付した貸事務所図面に基づく場所) 区画番号( )	
所在地	(住居表示) 浦安市東3丁目11番18号 (住居表示)	
建物構造	木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ (1)階建/全( )戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電カメーター(専用)、公共下水メーター(専用)、浴脱着、 駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年7月1日 から 令和4年6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額 (内消費税等)	家賃保証料	円
敷金	(賃料 ヶ月)			附属施設料	円
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	償却	毎年15分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)		
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 本	宝南玄関	北出入口	ポストの鍵	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を前月末日までに支払うものとします。				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 (振込手数料は借主の負担とする。) <input type="checkbox"/> 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名				

127-2

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名) 中屋敷 慎一 (自宅)TEL <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名) (携帯)TEL
------------	---

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
----	--

管理業者

所在地	商号又は名称 貸主宅管理業者登録制度登録番号 国土交通大臣( )第 号 TEL
管理担当者	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (賃貸不動産管理業協会会員番号) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> (賃貸不動産管理士登録番号) <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> ※賃貸不動産管理士の登録を受けている場合は記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
-----	--

頭書(7) Zの債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span> 住所 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 家賃債務保証会社 <input type="checkbox"/> 会社の提供する主たる事務所の所在地保証

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の種類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号 128

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円			352
百万	千	円							
		352							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>10月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">440 × 0.8 = 352</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
----	---

**領収書等貼付欄**

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙にも整理番号(枝番)を付すこと

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
 お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38042	02-09-29	09:55	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳			C認証
(1万円) (5千円) (1千円)			(印)
百 千 円			

お振込明細またはご案内 電信

お受取人	[Redacted]
ご依頼人	<p>登録番号 0007</p> <p>サイタマケンキ カイキ イン ナカヤツキ ッ様</p> <p>電話番号 048-541-8110</p> <p>取扱番号 300024</p>

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

104

整理番号				
		1	8	8

## 政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>□ 2 □ 年</span> <span>□ 9 □ 月</span> <span>□ 29 □ 日</span> </div>
支出額	<p style="text-align: center;">百万                  千</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">□</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</div> </div> <p style="margin-left: 150px;">円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 <math>60,000 \times 0.9 = 54,000</math>)</p>
使 途	9 月 分 事 務 所 賃 借 料
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div> <span style="font-size: 1.5em; margin-left: 50px;">様</span>

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p>支出者名</p>	<p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員団</p>



整理番号     -

**領収書貼付欄**

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

**ご利用明細票**

いつも足利銀行をご利用いただき  
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	欄番
02-09-29	0400	04
お取引種別 お引出し		
お取引金額	お取引通帳	
***	0242	
お取引金額	お取引店番	
¥60,000	0129	
残高		
お取引時刻	説明コード	カネ入金取引番号
18:54		

ご案内  
ご利用手数料 ¥330

お受取人

ご依頼人  
イッカタシヒコ様  
0495212542

印紙税申告納  
付のつぎ宇都宮  
特約営業済

1万円	5万円	10万円	50万円	100万円

足利銀行

※このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。





(3)その他	付 属 施 設						
	貸 与 する 鍵一覽	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No.	個			
						合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

平成31月4月17日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	〒 367-0062 本庄市小島南2-4-7
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED] ●	飯塚俊彦 ●

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名)  (電話番号)	〒 (住所) (氏名)  (電話番号)
	印	印

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免許番号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免許番号	
所在地	本庄市銀座二丁目10番9号	所在地	
商 号	有限会社 鈴木不動産 ●	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純 ●	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	

宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登録番号	[REDACTED] ●	登録番号	( ) 第 号
氏 名	[REDACTED] ●	氏 名	印

整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費  【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費  【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日  <input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額  百万 <input type="text" value="1"/> 千 <input type="text" value="3"/> 円 <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="2"/>	※政務活動費を充当した金額を記載 $150,880 \times 0.9 = 135,792$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
使 途  事務所賃貸料(10月～12月分)		

別紙添付

振込依頼書

105-2

振込日 020929 年 月 日	振込時刻 □□□□□□ 年 月 日
銀行名 三菱V.F.J	支店名 坂戸
銀行名 三菱	支店名 坂戸
預金種目 1. 普通預金	口座番号 0729600
お振込指定 1. 電信	消費税等 0880 円
フリガナ 早川セル株式会社 石井 勲 様	金額 150,000 円
ご依頼人 コード	小切手等
フリガナ キノシタ タカシ	1. 振込資金に小切手等がある場合には、その決済を確認したのちにお振込いたします。
振込人 木下高元 様	2. 上記小切手等が不渡となったときは、その小切手等は権利保全の手続きをしないで、当店において返却いたします。
お引当口座	坂戸市日の出町 10-2 早川セル 2階 日中のご連絡先 ☎(049)(282)(1000)

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。

振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、当社所定の訂正または組戻手続により取扱します。この場合、組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座なし等の事由により振込資金が返戻された場合も同様とします。

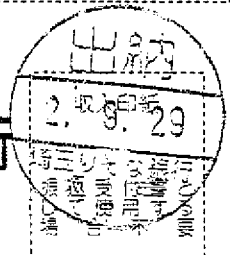
窓口より早くて便利なATMをご利用いただきますと、手数料がお得になります。

午後2時以降は、窓口が大変混雑いたしますので、お振込は出来るだけ早めにご依頼ください。

1万円を超える現金によるお振込には本人確認書類の提示が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。  
今後共、よろしくお願い申し上げます。

株式会社 埼玉りそな銀行



整理番号

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費  【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費  【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value="2"/> 年 <input type="text" value="9"/> 月 <input type="text" value="29"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4792</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		5	4792
百万	千	円							
	5	4792							
使 途	駐車場代(10月~12月分)来客・スタッフ用 $60,880 \times 0.9 = 54,792$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため								

別紙添付

振込による振込受付書

106-2

振込日 020929	振込時刻 □□□□□□
銀行名 三菱UFJ銀行	支店名 坂戸
振込先 シビロユウコウ	支店番号
預金種別 1	お振込指定 1 電信
金額 0002742	消費税等 880
フリガナ マルヤカノインシイフクウカン	金額 ¥60000
振込人 丸屋(株)石井不動産様	小切手等
ご依頼人 コード	1. 振込資金に小切手等がある場合には、その決済を確認したのちにお振込いたします。
フリガナ キノシタタカシ	2. 上記小切手等が不渡となったときは、その小切手等は権利保全の手続きをしないで、当店において返却いたします。
振込人 木下高志様	坂戸市日の出町10-2 早川ビル2階 日中のご連絡先 ☎(049)282-1000

科目 1. 普通預金	振込コード 011
口座番号 □□□□□□□□	

○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。

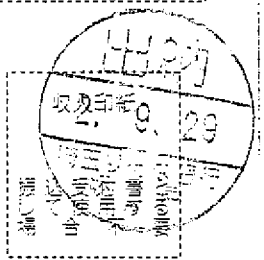
○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。

○ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。

- 振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、当社所定の訂正または組戻手続により取扱します。この場合、組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座なし等の事由により振込資金が返戻された場合も同様とします。
- 取り急ぎ早くて振込のATMをご利用いただきますと、手数料がお得になります。
- 午後2時以降は、窓口が大変混雑いたしますので、お振込は出来るだけ早めにご依頼ください。
- 10万円を超える現金によるお振込には本人確認書類の提示が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。  
今後共、よろしくお願い申し上げます。

株式会社 埼玉りそな銀行



整理番号 107

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費  【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費  【経常的経費】 6:人件費    ⑦事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
------------------------------	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">29</span> 日	支出額	百万    千    円 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</span>
使途	駐車場代(10月~12月分)スタッフ用 27,000 X 0.9 = 24,300 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

領収証

木下たかし事務所

様 No. \_\_\_\_\_

★ ￥27,000-

但

令和2年 10.11.12月分 駐車場代金

令和2年 9月29日 上記正に領収いたしました

内訳 9000 X 3

収 入  
印 紙

コクヨ ウケ-1097

税抜金額 \_\_\_\_\_  
消費税額等(%) \_\_\_\_\_

埼玉県坂戸市日の出町11-9  
 有限 正 直 屋  
 会社 代表者 齊藤勝男  
 TEL 0492 (81) 0254

埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号					
		1	2		

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費    7:事務所費    8:事務費
	9:資料購入・作成費    10:交通費

支出年月日	年 月 日	支出額	百万 千 円
	年 9 月 30 日		0 / 10000

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	セキリティ代
-----	--------

### 領収書等貼付欄

別紙

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$20000 \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



## 入出金明細照会

### 口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ハシ マサオ

### 入出金明細

照会範囲：2020年09月30日～2020年09月30日 照会件数：1件

2020年10月13日 09時19分16秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2020年09月 30日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：1件





整理番号			60
------	--	--	----

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>2</td> <td>年</td> <td>9</td> <td>月</td> <td>30</td> <td>日</td> </tr> </table>	2	年	9	月	30	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>														9	0	0	0			
2	年	9	月	30	日																								
			9	0	0	0																							

使 途	<p>馬駐車場代    ¥500 × 20日 = 10,000</p> <p style="text-align: right;">10,000 × 0.9 = 9,000</p>
-----	--

**領収書等貼付欄** 埼玉県議会自由民主党議員団

補記: 事務所周辺の自極馬駐車場が現時点で満車為、乗客用に閑静日には日貸馬駐車場を押さえています。

別紙明細

\_\_\_\_\_ (振込手数料)

=====

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。  
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。  
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

60 - 1



令和 2 年 9 月 30 日

# 領 収 証

松井弘県政調査事務所 御中

金10,000円也

上記、正に領収致しました。

令和2年9月分の駐車場代として

以上

住所 埼玉県朝霞市仲町2-2-44  
パールウィング7階A

氏名 株式会社シェアリングシティ  
代表取締役 池田和臣



整理番号 0057

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分  (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費    2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費
	9: 資料購入・作成費    10: 交通費

支出年月日	02年09月30日	支出額	百万 千 円 467
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途  
 9月分清掃用フロアモップレンタル料  
 政務活動及びそのたの議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。  
 (按分した場合の積算方法 935 × 0.5 = 467 )

領収書等貼付欄

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名  
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書  
 兼 領収書

**ダスキン坂戸**  
 株式会社ダスキンサーブ北関東  
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-61  
 TEL 049-285-5695 FAX: 049-286-7731  
 ☎0120-00-5695

(1392743)

発行日 2020年 9月 30日 日次回訪問日 2020年 10月 28日 取引 現金 No.100164799300

商品・サービス内容	契約数	前回残	単 価	納 品		納 品 回 収		納 品 回 収		訂 正	備 考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額		
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935					

前回未収残	税抜金額 訂正後 税抜金額	消費 税 訂正後 消費税	合計金額 訂正後 合計金額	領 収 額 訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担 当 者 名

印 紙  
 別 記  
 様 式  
 第 1 号

USKIN

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			52
------	--	--	----

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	令和 2 年 10 月 01 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">4000</td> </tr> </table>	百万	千	円	5	9	4000
百万	千	円							
5	9	4000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃費(令和2年10月～令和3年3月の6ヶ月分)
-----	-----------------------------

<b>領収書等貼付欄</b>	<p>③ 事務所家賃代として</p> <p>660,000 円 × 0.9 = 594,000 円</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10であるため</p>
----------------	--

## 領収証

No. ....

美田おねあき県政事務所 様      令和2年 10月 1日

金額	¥ 660,000
----	-----------

内 消費税等      但 6ヶ月分(令和2年10月～令和3年3月)として

上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778



係
---

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

美田 宗亮 様

令和元年 9 月

## 消費税率変更に伴う価格変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて 令和元年 10 月からの消費税率 8% から 10% への改定に伴い、

私どもの事務所家賃についても消費税率を変更することとなりました。

つきましては誠に恐縮ながら 10 月以降の納入分より、消費税率を 10% に改定させていただきます。ご了承くださいお知らせ申し上げます。

何とぞご高承のうえ今後とも変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

## 定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 美田宗亮 (以下「乙」という。)  
 う。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

### 頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	階 号室 区画番号( )		
	所 在 地	(住居表示)三郷市采女 1-91 (登記簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ ( )階建/全( )戸		
	種 類	新築年月	平成 3 年 月	
	面 積	20.66 m <sup>2</sup>		
附属施設				

### 頭書(2) 事業内容

事務所
-----

### 頭書(3) 契約期間

2019年 4月 1日 から 2022年 3月 31日 日まで( 3年間)
年 月 日

(契約終了の通知をすべき期間) 2021年 6月 30日 から 2021年 12月 31日 まで

### 頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 ¥108,000 円 (内消費税等 ¥8,000 円)	共益費	月額 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	¥1,000,000円 (賃料 ヶ月)	更新料	¥100,000 円	附 属 施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	円 (賃料 ヶ月)	償 却		事務手 数料	¥27,000
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	本	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 日まで			

3—(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

賃料等の 支払方法	<input type="checkbox"/> 振 込		
	<input checked="" type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	



頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣( )第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

甲. 乙. 仲介業者で協議の上
-----------------

頭書(9) 特約事項

1. 賃料に電気水道家具含む 2. 駐車場1台含む 3. 更新契約です。
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年4月 / 日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	美田宗亮	TEL 098-951-5826
	住所	三郷市彦成1-98-6	
連帯保証人	氏名	☒	TEL
	住所		

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県三郷市彦成2-34-1	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	有限会社七福開発	商号又は名称
	代表者の氏名	取締役 小林 [Redacted]	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県 大臣 (4) 第19399号	免許証番号
	免許年月日	平成 20 年 8 月 27 日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	[Redacted]	氏名
	登録番号	[Redacted]	登録番号
	業務に従事する事務所名	埼玉県三郷市彦成2-34-1 有限会社七福開発	業務に従事する事務所名
	事務所所在地 TEL	取締役 小林 充 則 098-957-0032	事務所所在地 TEL

※ ☒は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

## 契約条項

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

### (契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。

3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

4 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

### (賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

**(反社会的勢力ではないことの確約)**

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

**(禁止又は制限される行為)**

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
  - 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
  - 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
  - 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
  - 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
  - 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
    - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
    - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
    - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
  - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
  - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
  - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
  - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
  - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
  - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

**(乙の管理義務)**

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

#### (契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
  - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
  - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
  - 五 銀行取引の停止
  - 六 破産手続きの開始
  - 七 民事再生手続きの開始
  - 八 会社更生手続きの開始
  - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
  - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

#### (乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

#### (明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
  - 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
  - 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
  - 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
  - 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

#### (立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
  - 本契約が終了した後本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
  - 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

#### (甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 賃料等支払い方法の変更
  - 頭書(6)に記載した管理業者の変更

#### (乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 長期に休業するとき
  - 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 連帯保証人の死亡又は解散

#### (延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

#### (乙の債務の担保)

- 第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
- 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
    - 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
    - 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
    - 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
  - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
  - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

#### (再契約)

- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までにを行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

#### (契約の消滅)

- 第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

#### (免責)

- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

#### (協議)

- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

#### (合意管轄裁判所)

- 第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

#### (特約事項)

- 第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

整理番号 **0039**

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    <b>7:事務所費</b>    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td></tr> </table> 日	0	2	1	0	0	2	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万      千      円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>		5	4	3	9	6
0	2														
1	0														
0	2														
	5	4	3	9	6										

使 途	<p><b>事務所家賃 9月分</b></p> <p style="font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: large;"><math>60440 \times 0.9 = 54396</math></p>	
-----	--	--

**領収書等貼付欄**

**キャッシュサービスご利用明細**

毎度ありがとうございます。  
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**  
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	
取扱店	お取引日	時刻	
48251	02-10-02	15:49	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥60,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****			
お取引現金内訳		(印) 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

お受取人

サイタマケソソソキソ  
オカワ  
普通 6203661  
1) ハツモツムツヨ様  
登録番号 0006

ご依頼人

コクホクソイチ セイムカット"ウツ"ムツヨ様

電話番号 **600001**

取扱番号 **600001**

\*印紙税を納付しない場合は\*印で消しておきます。 →

③ 事務所家賃

⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団

こと。  
ない場合は、別紙を使用すること。  
すこと。)

※ 〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)。  
④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。



整理番号 1 2 1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    7:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">106</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">480</td> </tr> </table>	百万	千	円		106	480
百万	千	円							
	106	480							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所家賃(10月分)</p> <p>政務活動の使用する割合が8/10のため</p> <p style="text-align: right;"><math>133100 \times \frac{8}{10} = 106480</math></p>
----	--

**領収書等貼付欄**

領 収 証 No. \_\_\_\_\_

残井明県政事務所様      令和2年10月2日

★ ￥ 133,100 -

但 森田ビル201貸賃料(令和2年10月分)

上記正に領収いたしました

※領収書 ④発行者、  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

## 122-2 建物賃貸借契約書（事業用）

## 頭書

## (1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m <sup>2</sup>	

## (2) 使用目的

県政事務所
-------

## (3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日から	3年0月間
終期	2023年6月30日まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

## (4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	〃 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者	借主 持参先

## (5) 貸主

貸主	氏名		電話	( )
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

122-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (  有 ・  無 )

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越谷 1丁目8-6  
 氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]  
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	
登録番号	[REDACTED]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	

整理番号 122-1

## 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費    2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費    10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>年<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span>月<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span>日</p>	<p>支出額</p>	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">400</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		4	400
百万	千	円						
	4	400						

<p>使 途</p>	<p>事務所看板使用料(10月分)    政務活動に使用する割合が <math>\frac{8}{10}</math> 以上であるため</p> <p style="text-align: center;"><math>5500 \times \frac{8}{10} = 4400</math></p>
------------	---

領収書等貼付欄

領 収 証 No. \_\_\_\_\_

浅井明県政事務所様    令和2年10月2日

★ ￥5,500 -

但 森田ビル201看板料(令和2年10月分)

上記正に領収いたしました

※領収書等には、①年月日、②金額、③発行した日、④住所(〒)を明記し、⑤宛名(法人の場合は代表者名)を記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 03

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    ⑦: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> 年 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10</span> 月 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> 日	支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">346</td> </tr> </table>	百万	千	円			346
百万	千	円							
		346							
使 途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								

領収書等貼付欄

領収書

2020年10月07日 11:06 No.2037115

新井一徳県政調査事務所 様

お問合せ番号: XXXXXXXXXX  
 住所: 北本市中央1-81  
 TEL: 048-594-1600  
 契約日付: 20110826  
 配達日付: 20201007  
 順番: 015-00  
 設置場所: XXXXXXXXXX  
 9時半~17時半 土日休

毎使ありがとうございます。  
下記の通り受領致しました。

アクセスマット灰ACHS  
1 @350 ¥350

小計: ¥350  
消費税: ¥35  
合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア  
お問合せ先: 本社サポートセンター  
〒123-0864  
東京都足立区臨浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233  
FAX: 03-3857-1233  
締日: 0  
集金日: 0  
次回ルート: C3105  
営業担当: XXXXXXXXXX  
配達担当: XXXXXXXXXX  
URL: <http://www.clean-more.ne.jp>

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちようふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

<p><b>経費区分</b></p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費    2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費    7: 事務所費    8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費    10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="02"/> 年 <input type="text" value="10"/> 月 <input type="text" value="10"/> 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">135</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		135	000
百万	千	円							
	135	000							
使 途	<p>事務所賃借契約更新料</p> <p style="text-align: right;">150,000 × 0.9 = 135,000</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>								

**領収書等貼付欄**

領 収 証      須賀 敬史      様      No. 59-24

★

内 訳

現金 \_\_\_\_\_

小切手

手 形

消費税額等( % ) \_\_\_\_\_

¥ 150,000

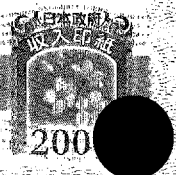
但 更新料として

2 年 10 月 10 日 上記正に領収いたしました

麻布中央1丁目25番6号

株式会社 赤岩不動産

048-431-2325



※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

99-2

更新のご案内

10/20 押印

令和2年 9月 15日

須 賀 敬 史 様

拝啓

時下、ますますご清栄のことお喜び申し上げます。  
さて、更新の時期が近づいてまいりました。下記のようにさせていただきます。  
よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

更新期日	令和 2 年 10 月 15 日
条件	令和 2 年 10 月 16 日より
<input type="checkbox"/> 新家賃	従前通り
<input checked="" type="checkbox"/> 更新料	150,000 円
<input type="checkbox"/> 保証料	円 (2年間)
<input type="checkbox"/> 保険料	
<input type="checkbox"/> 事務手数料	円
<input type="checkbox"/>	
合 計	150,000 円

保険は保険会社より案内送られてきます。サインして返送しますと、コンビニでの払い込み用紙が来ます。お振込下さい。

ご都合の良い日時をご連絡下さい。

埼玉県知事(10)第 10971 号  
蕨市中央 1-25-6  
有限会社赤岩不動産  
電話 048-431-2325

整理番号	101
------	-----

ちようふ

## 政務活動費 領収書等貼付用紙

<b>経費区分</b>  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費    2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費    4: 要請・陳情等活動費    5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費    ⑦ 事務所費    8: 事務費
	9: 資料購入・作成費    10: 交通費

支出年月日	02年 10月 13日	支出額	百万	千	円
	他			2970	

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<b>フロアマット等</b> 02年10月～12月分 $1,100 \times 0.9 \times 3 \text{ヵ月} = 2,970$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	--

領収書等貼付欄	③ フロアマット、モップ
別紙	10月分    10月 13日 11月分    11月 10日 12月分    12月 8日
※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)	
※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	



整理番号 101 - 2

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼領収書

ダスキン 川口  
株式会社ダスキン川口  
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年10月13日 次回訪問日 11月10日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 額
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002121836  
支店サイン  
担当 者 名

DUSKIN

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼領収書

ダスキン 川口  
株式会社ダスキン川口  
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年11月10日 次回訪問日 12月8日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 額
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002128555  
支店サイン  
担当 者 名

DUSKIN

お客様名 須賀敬史県政調査事務所 様

納品・請求書  
兼領収書

ダスキン 川口  
株式会社ダスキン川口  
〒332-0006 川口市末広2丁目15-25  
TEL 048-222-4071 FAX 048-222-6604

納品日 2年12月8日 次回訪問日 1月6日 B火

商 品 名	契約数	前回残	単 価	納品予定		区分	納品・回収訂正			訂正後 残 額
				数量	金 額		納品数	金 額	回収数	
BS モップ	RRRRR	1	1	495	1	495				
BSH ヘーシックマット	RRRRR	1	1	605	1	605				

印 紙  
5万円以上  
貼 付

前回未収残	合計金額	内消費税	領収額
	訂正後 合計金額	訂正後 内消費税	訂正後 領収額
(10%)	1,100	100	1,100

伝票 NO.0002136268  
支店サイン  
担当 者 名

DUSKIN

整理番号			70
------	--	--	----



ちょうふ  
**政務活動費 領収書等貼付用紙**

経費区分  (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費    2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費    4:要請・陳情等活動費    5:広報費 【経常的経費】 6:人件費    ⑦:事務所費    8:事務費 9:資料購入・作成費    10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	2年 10月 14日 11月11日 支出額 12月9日	百万    千    円 1980 ※政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------------------------------	--

使 途	10月~12月分 スキンメンテナンス料 825×3 = 2475 2,475×0.8 = 1980
-----	---

領収書等貼付欄	山口京子	埼玉県議会自由民主党議員団
---------	------	---------------

<b>DUSKIN</b> 喜びのタネをまこう		No 509983 R 2年 10月 14日
山口 様    領 収 書		
金額 <input type="text" value="825"/> 円		【お客様の個人情報のお取り扱いについて】 お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いの出来ない場合があります。)
但 H-F 上記金額正に領収致しました。		
収入印紙	領収内訳 お買上額 825 円 内消費税額 75 円	取扱者印 
割印 <input type="checkbox"/>		
取扱者印  株式会社いわし 〒349-0122 蓮田市上2丁目5-1 TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557		

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)  
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 70 - 2

**領収書貼付欄** ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団 山口京子

**DUSKIN**  
喜びのタネをまこう

**領 収 書**

No 508304

R2 年 11 月 11 日

山口様

金額										円
			7	8	2	5				

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】  
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いは出来ない場合があります。)

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

副印

収入  
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

**ダスキン 蓮田**  
有限会社いわし  
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-1  
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

**DUSKIN**  
喜びのタネをまこう

**領 収 書**

No 506048

R2 年 12 月 9 日

山口様

金額										円
			7	8	2	5				

【お客様の個人情報のお取り扱いについて】  
お客様の個人情報は商品のお届けや回収、サービスの提供に利用させていただきます。また、後日商品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。なお、お預かりした個人情報はダスキングループ企業と加盟店の範囲内で利用させていただきます。配送業務等で個人情報を外部企業に委託する場合は、弊社の厳正な管理の下で実施します。個人情報に関するお問い合わせや、ご自身の個人情報の開示・訂正・利用停止については、下記ダスキンコンタクトセンターまでご連絡ください。ダスキンコンタクトセンター 0120-100100 ※お客様がクレジット決済等を希望される場合には、その手続きに必要な個人情報を当店より各金融会社へ提供させていただきます。(一部取り扱いは出来ない場合があります。)

但 H-F

上記金額正に領収致しました。

副印

収入  
印紙

領収内訳	お買上額	825	円	取扱者印	
	内消費税額	75	円		

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

**ダスキン 蓮田**  
有限会社いわし  
〒349-0122 蓮田市上2丁目5-1  
TEL 048-768-0229 FAX 048-768-0557

※店名印及び取扱者印のないものや金額を訂正したものは無効です。

整理番号   9 3

# 政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1 : 調査研究費    2 : グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3 : 広聴費    4 : 要請・陳情等活動費    5 : 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6 : 人件費    ⑦ : 事務所費    8 : 事務費</p> <p>9 : 資料購入・作成    10 : 交通費</p>
-------------------------------------	--

支出年月日	<input type="text"/> 2 年 <input type="text"/> 1 0 <input type="text"/> 1 6 日 他	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">244</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		2	244
百万	千	円							
	2	244							

使 途	<p>ダスキンの使用料</p> <p>(按分の積算方法    2,805円 × 8/10)</p>
-----	---

**領 収 書 等 貼 付 欄**

但し、ダスキン    10月分～12月分として  
埼玉県議会自由民主党議員団

**納品・領収書**  
No. 0000828883  
神尾 たかよし 様

**ダスキン マルシン**  
株式会社マルシン  
〒367-0062 本庄市小島南8丁目8-19  
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 2年10月16日 次回は 月 日 曜日

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 取	今 回 残
FM-DE フロア・モップ	L	935	1		
※ 納品合計10%・		935 内消費税			

	領 収 額	935	2244	前 回 取 引
--	-------	-----	------	---------

政務活動に使用する割合が  $\frac{8}{10}$  以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。  
※按分した場合は、積算方法も余白に記載すること。

整理番号       9 3 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

納品・領収書

神尾 たかよし 様 No. 0000833023

ダスキン マルシン

株式会社マルシン  
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19  
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 2年11月13日 次回は 月 日 曜日

担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85			

印 紙  
3万円以上  
貼 付

領 収 額  
935

前 回 残 額

納品・領収書

神尾 たかよし 様 No. 0000837362

ダスキン マルシン

株式会社マルシン  
〒367-0062 本庄市小島南3丁目8-19  
TEL 0495-22-4098 FAX 0495-22-4076

納品日 2年12月11日 次回は 月 日 曜日

担当 XXXXXXXXXX

商 品 名	数 量	金 額	前 回 残	今 回 収	今 回 残
FM-DF フロアーモップF	1	935	1		
* 納品合計10% 935 内消費税 ***		85			

印 紙  
3万円以上  
貼 付

領 収 額  
935

前 回 残 額





88-2

更新

# 賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイティブ

川口市本町4-5-32 フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005



88-3

平成 29 年 11 月 3 日

貸主 氏名 [Redacted] 印  
 住所 [Redacted]  
 電話 [Redacted]

貸主 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 電話 \_\_\_\_\_

借主 氏名 永瀬 秀樹 印  
 住所 埼玉県川口市本町 1-6-10  
 電話 [Redacted]

連帯保証人氏名 [Redacted] 印  
 住所 [Redacted]  
 電話 [Redacted]

仲介業者 有限会社 アーヴァンクリエイト 印  
 住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町 3-2  
 フジタ川口ビル 103号  
 代表者 代表取締役 和久井 誠  
 電話 048-227-0008  
 免許 埼玉県知事(2)第22120号  
 取引士 [Redacted] 印

88-4

# 賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間  
で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

## 第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。  
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12  
物件名 川口本町リハイム  
号室 102号 面積 38.58平方メートル(11.67坪)  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

## 第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所のみ使用するものとする。

## 第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は平成29年11月4日より平成32年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

## 第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。  
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人 [REDACTED]

## 第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃料に改定することができる。

## 第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明

渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費 金 無 円 (消費税込み) を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
- (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
  - (ロ) 光熱関係の経費
  - (ハ) 電話関係の経費
  - (ニ) 給排水に関する経費
  - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4銭の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名名義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられたる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用法によるものについてはこの限りではない。

- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたときは、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地震または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
- (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
  - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
  - (ハ) 主務公官庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
  - (ニ) 廃業又は解散したとき。
  - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
  - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
  - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(二)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
  - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
  - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復

88-7

した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡すものとする。この場合、賃貸借物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

#### 第二十条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
    - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
    - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
    - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
  - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
  - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
  - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
  - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

#### 第二十一条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらためて甲と契約を締結しなければならない。

#### 第二十二条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

#### 第二十三条 (裁判管轄)

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

#### 第二十四条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

88-8

令和元年9月吉日

永瀬 秀樹 様

貸主

立会人 川口市本町4-5-32-103  
 有限会社 アーヴァンクリエイト  
 代表取締役 和久井 誠  
 048-227-0008

## 消費税率改定に伴う新税率適用のご通知

拝啓

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
 さて、既にご承知の通り、令和元年10月より消費税率が現行8%から10%へ改定されることとなりました。  
 伴いまして、現在ご契約中の下記物件賃料の消費税分につきまして令和元年10月分（支払期日：9月末日）より  
 新税率を適用させて頂きたく存じますので、今後は下記の通りお振込みくださいます様、お願い申し上げます。  
 尚、賃貸借契約書につきましては更新時に変更させて頂きます。また、ご不明な点はお問い合わせください。  
 どうぞご理解を賜ります様、お願い申し上げます。重ねて今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

物件名 川口本町リハイム102号

&lt;現在&gt;

賃料	¥110,000	消費税 (8%)	¥8,800	駐車場	¥0
賃料総額	¥118,800				

&lt;税率改訂後&gt;

賃料	¥110,000	消費税 (10%)	¥11,000	駐車場	¥0
賃料総額	¥121,000	(9月末日までにお振込みいただく分から)			

以上

88-9

更新

# 賃貸借契約書

川口本町リハイム 102号

永瀬 秀樹 様



(有)アーヴァンクリエイティブ  
川口市本町 4-5-32 フジタ川口マンション 103号  
Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

88-10

# 賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間  
で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

## 第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。  
所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12  
物件名 川口本町リハイム  
号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)  
構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

## 第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

## 第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和2年11月4日より令和5年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

## 第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。  
但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>

口座名義人 [REDACTED]

## 第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

## 第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、



甲は敷金からこれを控除することができる。

- 4 本賃貸借契約期間内の解約その他本賃貸借の消滅によって賃貸物件の明け渡しがあった場合、甲は乙に対し敷金を返還するものとする。但し、不可抗力による契約の終了の場合は本契約第十六条の定めるところによる。

第七条 (引渡し前の契約解除)

- 1 乙が乙の事情により引渡し以前にこの契約を解除したときは、甲は敷金330,000円の内金165,000円を違約損害金として控除し残額を乙に返還するものとする。

第八条 (共同管理費)

- 1 乙は建物全体の管理に必要な経費として管理費金 無円(消費税込み)を月賃貸料支払いと同時に支払う。但し、その負担額は関係の有無、利用の度合い等を勘案して変更することがあるものとする。

第九条 (光熱・水道・電話等の経費、並びに町内賦課金)

- 1 乙は次の経費を負担する。
  - (イ) 冷房・暖房・通風及び換気に関する経費
  - (ロ) 光熱関係の経費
  - (ハ) 電話関係の経費
  - (ニ) 給排水に関する経費
  - (ホ) 町内団体関係の経費

第十条 (その他の経費)

- 1 前2ヶ条の経費並びに甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上その負担者又は分担の割合を決定する。

第十一条 (延滞損害金)

- 1 乙が賃貸料又は前3ヶ条により乙の負担すべき経費の納付を延滞した時は、甲はその額に対して100円につき日歩4銭の割合による延滞損害金を加算して請求することができる。

第十二条 (造作)

- 1 乙は予め甲の書面による承認を得た上、乙の費用負担において賃貸借物件内の造作、修繕及び内装の模様替え等を実施できるものとする。
- 2 乙の造作によって甲に請求される公租公課は、宛名を義の如何に関わらず乙の負担とする。

第十三条 (不動産取得税)

- 1 前条の造作に関わる部分に課せられたる不動産取得税は乙の負担とする。

第十四条 (保管義務)

- 1 乙は賃貸借物件を、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は乙もしくは乙の代理人、使用人、請負人、又は顧客の故意もしくは過失により甲に損害を与えたとき、その一切の損害を賠償しなければならない。但し不可抗力または賃貸借物件の当然の使用上によるものについてはこの限りではない。
- 3 賃貸借物件につき、災害予防に必要と認められる処置をとるべき箇所が生じたとき

は、乙は速やかにこれを文書で甲に通知し甲はこれに応じなければならない。

第十五条 (免責事項)

- 1 甲は天災又は甲の責に帰する事のできない火災、盗難もしくは諸設備の故障などによる乙の損害については、その責を負わない。
- 2 乙が前条3に定めた通知を怠った場合には、甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十六条 (不可抗力による契約の終了)

- 1 天災、地変または事変その他甲の責に帰する事の出来ない事由により本契約の存続が不可能となったときは、本契約は当然に終了するものとし、甲は乙に対して速やかに敷金を返還するものとする。

第十七条 (解約の申し入れ)

- 1 甲又は乙がその都合により、賃貸借期間内にこの契約を解除しようとする場合は、甲は6ヶ月前までに、乙は3ヶ月前までに相手方にその予告をしなければならない。尚、乙は予告に代えて賃貸料の3ヶ月分相当額を相手方に払い込むことにより即時解約することができる。

第十八条 (解約条項)

- 1 乙が次の各号の一項にでも該当するときは、甲は何らの催告を要することなく直ちにこの契約を解約することができる。
  - (イ) 賃貸料の支払を一ヶ月以上怠った場合。
  - (ロ) 破産・会社更生法手続き開始等があった場合又は支払い停止・支払不能の状態になったとき。
  - (ハ) 主務官公庁からその営業について取り消し又は停止の処分を受けたとき。
  - (ニ) 廃業又は解散したとき。
  - (ホ) 乙が甲の信用を落とし、又は秩序を害すると認められる行為をし、その他著しく不都合な行為があったとき。
  - (ヘ) 理由なく本賃貸借物件を閉鎖したとき。
  - (ト) その他この契約に違反したとき。但し(二)の場合において営業承継者から権利義務の承継の要求があった時は、甲が適当と認めた場合に限り、これを承継することができる。
  - (チ) 乙が本賃貸借権又は貸室に関する権利もしくは、貸室内物件につき差押さえ、仮差押さえ、仮処分、強制執行を受けた時。
  - (リ) 乙の故意又は過失により貸室を著しく毀損し、又は貸室内で火災を発生せしめた時。
- 2 前項に規定する解約の原因たる事実により、甲が損害を蒙ったときは、解約の有無に関わらず、乙は甲にこれを賠償しなければならない。

第十九条 (賃貸借物件の明け渡し)

- 1 この契約が終了したときは、乙は甲の定めた期間内に、自己の費用負担においてその所有物件を全部撤去し、また造作加工した箇所があれば、すべてこれを原状に復した上、甲の立ち会いのもとに賃貸借物件を明け渡しものとする。この場合、賃貸借

物件に著しく損害を与える恐れがあると認めるときは、甲の選択に従い乙はその全てを無償で甲の所有に帰属させるものとする。

- 2 前項の指定期間内に乙がその所有物件等を撤去しない時は、甲は乙の負担のもとにこれを撤去することができる。当該費用の支払いを催告してもなお乙が応じなかったときは、甲は敷金よりこれを控除充当し収去物件を処分できるものとする。
- 3 乙は明け渡しに際し、甲に対し移転料・造作買取り・立ち退き料その他何らの請求をしてはならない。

#### 第二十条 (連帯保証)

- 1 未記保証人は、この契約により乙が負担する債務につき極度額を限度として連帯保証をする。保証人極度額は2,640,000円(賃料等の24か月分)とする。
- 2 乙の代表者に変更があったときは、甲は乙に対し、未記保証人にかえて新代表者個人を連帯保証人とすることを要求することができる。
- 3 保証人が差押え、仮差押え、仮処分、破産の申し立て、又は刑事訴追を受け等、その他保証人として不適当な事由が生じた時は、甲は乙に対し新たに適当な保証人を立てることを要求することができる。
- 4 前2項の事由が生じた時は、乙は甲に対し直ちにこれを通知しかつ遅延なく甲の要求する保証人を立てなければならない。

#### 第二十一条 (禁止事項)

- 1 乙は次の行為をしてはならない。
  - (イ) 敷金返還請求権の譲渡、質入その他の処分行為。
  - (ロ) 賃貸借物件の用途変更
  - (ハ) 賃借件、営業権の譲渡、転貸、質入その他一切の処分行為。
  - (ニ) 賃貸借物件内の乙所有の物件を第三者に担保として提供する事。
  - (ホ) 名義の如何を問わず、賃貸借物件の一部又は全部を他人に使用させ管理させる事。
  - (ヘ) 営業に関し、乙名義以外の者の名義を表示し、又は公告する事。
  - (ト) 建物の維持保全を害する恐れのある重量物、危険物の搬入及び他の賃借人又は第三者に迷惑を及ぼす行為。
- 2 上記内容に該当する場合には即時解約並びに損害賠償請求が出来る。

#### 第二十二条 (組織の変更)

- 1 乙が会社組織を変更し、又は個人経営に切り換える時、或いは個人経営を会社組織に切り換える時は、甲の承認を受け、新代表者においてあらかじめ甲と契約を締結しなければならない。

#### 第二十三条 (立入権)

- 1 甲は検査その他必要がある場合には、あらかじめその旨を乙に通知して賃貸借物件物件に立入ることができる。この場合甲は乙の営業妨害にならないよう留意しなければならない。但し、賃貸借物件の防火、防水、防犯など緊急の必要がある場合はこの限りではない。

#### 第二十四条 (裁判管轄)

88-14

- 1 この契約に関する訴訟については、さいたま市地方裁判所の管轄に服することを合意する。

第二十五条 (特約事項)

- 1、内装・設備等は現状渡しとし、機能・能力等の保証はしないものとする。
- 2、契約期間満了後、新賃料の0.5ヶ月分の更新事務手数料を支払うことにより更新することができる。
- 3、看板のデザイン、形状、設置位置(立て看板等)は甲の許可を得るものとする。
- 4、川口本町リハイム管理規約、及び川口本町リハイム理事会の指示を遵守すること。

88-15

令和 2年 11月 4日

貸主 氏名 [Redacted] 印  
住所 [Redacted]  
電話 [Redacted]

貸主 氏名 [Redacted]  
住所 [Redacted]  
電話 [Redacted]

借主 氏名 永瀬 秀樹  
住所 埼玉県川口市本町1-6-10  
電話 [Redacted]

連帯保証人氏名 [Redacted]  
住所 [Redacted]  
電話 [Redacted]

仲介業者 有限会社 アーヴァンクリエイト  
住所 〒332-0012 埼玉県川口市本町4-5-  
フジタ川口マンション  
代表取締役 和久井 誠  
電話 048-227-0008  
免許 埼玉県知事(2)第22120号  
取引士 [Redacted]